

負担上限額の設定の際の範囲について

○負担上限額の設定をするに当たって、その収入等の基準の範囲をどのようにすべきかについては、以下の2つの意見がある。

・障害者の自立の考え方から、障害者本人のみの収入で判定すべき。

- ・社会保障制度全体の整合性の観点から、世帯全体の収入で判定すべき。
- ・より強い扶養義務が課される配偶者まで除外するのは不適當ではないか。
- ・健康保険制度や税制面において、被扶養者として事実上経済的な利益を受けている場合まで、特別な扱いを行うことについて国民の理解が得られるか。

税制や健康保険制度における取扱いについて

税制における配偶者控除、扶養控除等

【所得税】

○配偶者控除、扶養控除(38万円)

配偶者、扶養者が障害者である場合は上記に加え、以下の控除。

○障害者控除

- ・一般の障害者(3級～6級)の場合 27万円
- ・特別障害者(1級、2級)の場合 40万円

※同居している場合、35万円割増控除(同居特別障害者扶養控除)

(地方税においても同様の優遇措置あり)

健康保険制度における被扶養者

【被扶養者となるための要件】

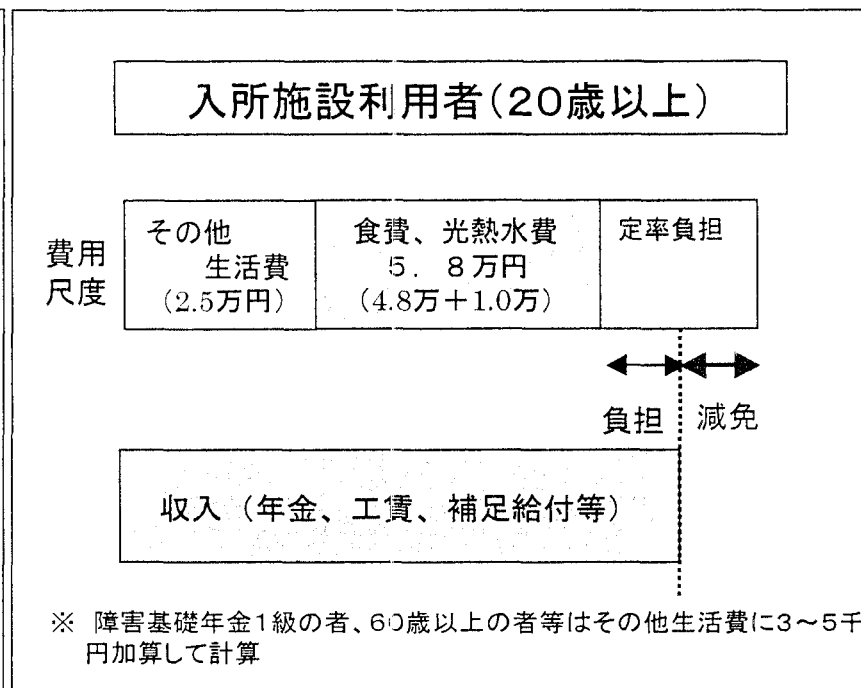
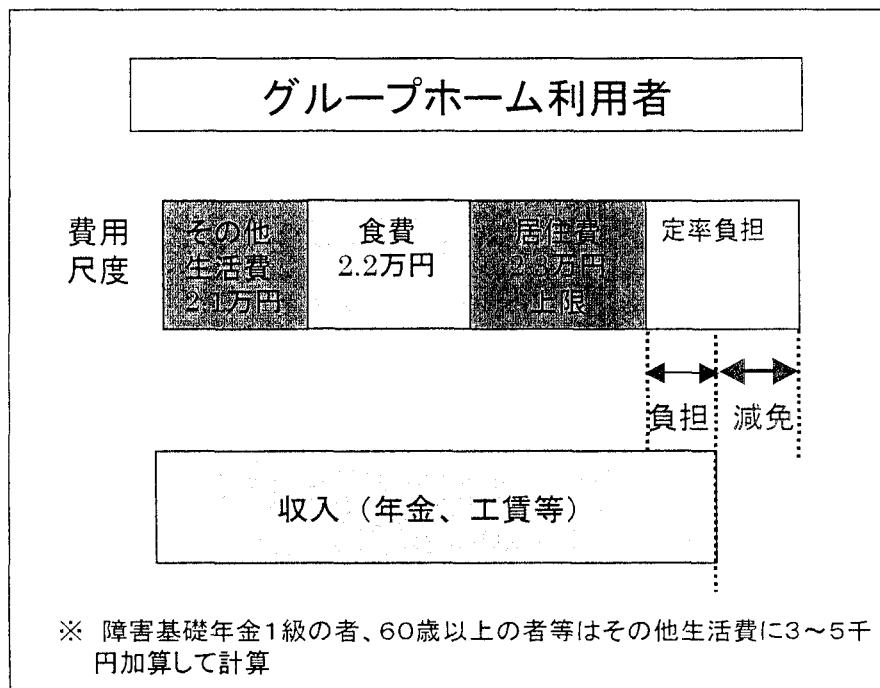
- ・被保険者の直系尊属、配偶者、子、孫及び弟妹の場合→生計維持関係があること
- ・被保険者の3親等内の親族で上記に掲げる以外の者等の場合→生計維持関係にあり、かつ、同居していること

※生計維持関係…同居している場合—原則として年収130万円未満であって被保険者の収入の2分の1未満
同居していない場合—原則として年収130万円未満

(定率負担に係る措置)

②個別減免（グループホーム、入所施設）について

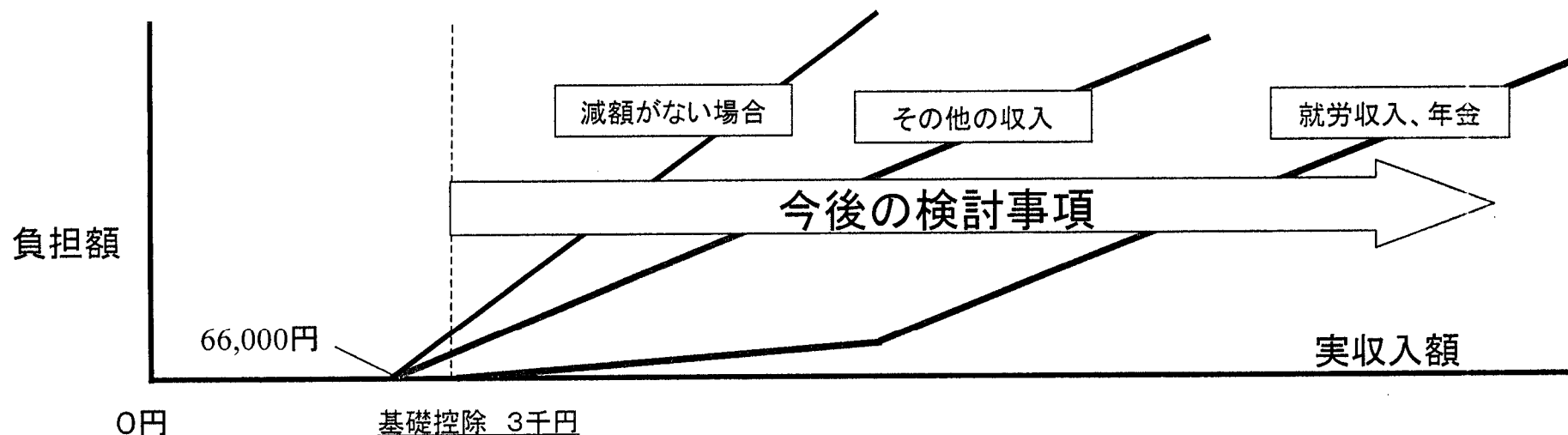
- 3年間の経過措置（期間終了までに実態調査を行い必要性を再検討）
制度施行後3年間、食事や人的サービスが事業者により包括的に提供されるグループホーム、入所施設利用者に対して、定率負担に係る個別の減免制度を実施する。
- 負担能力がある場合には、利用者負担を負担していただくという考え方から、定率負担の個別減免措置を講じるにあたっては、障害者本人が一定の預貯金等を有していない場合に、個別減免の対象とすることとする。



定率負担の個別減免の場合の負担額

- 定率負担の個別減免措置を講じるにあたっては、障害者が得た収入のすべてを利用者負担として負担しなくともよいよう、負担額が減額される仕組みとする。
- この際、特に、就労等により得た収入については、働くことを促進する観点から、より負担額を減額する。
 - ・ 賃金、工賃等については、基礎控除として3千円(「その他生活費」の算定に当たり3～5千円の加算により負担軽減措置を受けている者は除く)を設定。 → 月額3千円の負担軽減措置
 - ・ 賃金、工賃等の基礎控除以上の額及び障害基礎年金2級相当を超える年金額に係る控除の方法は、グループホーム、入所施設別に制度施行時までには検討。

グループホーム入所者の負担額のイメージ



※入所施設については、食費等に係る補足給付を受けていることから、グループホームとは別の基準を設ける方向で検討。

(定率負担に係る措置)

②生活保護への移行防止について

本来適用されるべき上限額を適用すれば生活保護を必要とするが、仮に、より低い上限額を適用すれば生活保護を必要としない状態になる者については、本来適用されるべき上限額より低い負担上限額を適用する。

月額上限24,600円



より低い上限額を適用

月額上限15,000円



より低い上限額を適用

月額上限 0円

※ 認定については、生活保護の収入、支出と同様の仕組みとする。